

# 労働保険料

## 2期分納付のお知らせ

労働保険料を3回に分けて納付申請されている事業場に対し、10月中旬に納付書を送付いたします。  
納付期限は**10月31日**となっております。

なお、口座振替の手続をされている事業場については、振替日の約2週間前に振替納付額等のお知らせをいたします。

口座振替日は**11月14日**となります。

残高にご注意ください。

厚生労働省 佐賀労働局 労働保険徴収室

